

品川区

飲料用自動販売機設置者

一般競争入札参加要領

(飲料用自動販売機設置場所に係る一般競争入札)

令和7年12月

品川区企画経営部経理課管財係

## 飲料用自動販売機設置までのスケジュール

(詳細は必ず本要領の該当箇所をご覧ください)

- 1 公告日 令和7年12月11日（木）
- 2 要領配布期間 令和7年12月11日（木）から令和8年1月23日（金）まで
- 3 現地内覧 令和8年1月8日（木）、1月9日（金）および1月13日（火）  
※物件ごとに日時を指定して行い、事前申込み制とします。

### 4 質問と回答

- 質問期間 令和8年1月16日（金）午後5時まで  
質問方法 所定の様式を利用し、電子メールにより提出してください。  
回答 質問に対する回答は、令和8年1月22日（木）までに品川区ホームページ上に掲示します。

### 5 入札参加申込

- 受付期間 令和7年12月11日（木）から令和8年1月23日（金）まで（土・日・祝日および令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）までの年末年始の期間を除きます。）  
受付時間 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間帯を除きます。）  
受付場所 品川区役所企画経営部経理課管財係（品川区広町2-1-36 本庁舎6階）  
申込方法 受付場所へ申込書類を持参して行ってください。

### 6 入札参加資格の審査

- 申込者の入札参加資格を審査し、結果を令和8年1月30日（金）までに電子メールにてお知らせします。

### 7 入札と開札

- 入札日時 令和8年2月6日（金）午後1時から午後2時まで  
入札場所 品川区役所企画経営部経理課（品川区広町2-1-36 本庁舎6階）  
開札日時 令和8年2月6日（金）午後2時から  
開札場所 品川区役所入札室（品川区広町2-1-36 本庁舎6階）  
※入札後、すみやかに開札を行い、落札者を決定します。

### 8 契約の締結

- 落札者と品川区は、令和8年3月13日（金）頃までに飲料用自動販売機の設置に係る土地一時貸付契約または建物一時貸付契約を締結します。

### 9 貸付料の納付

- 品川区の発行する納入通知書により指定期日までに貸付料を納めていただきます。

### 10 飲料用自動販売機の設置

- 飲料用自動販売機を設置する日（令和8年4月1日以降）は、各物件の落札者および施設所管課間において協議のうえ、決定します。

1	飲料用自動販売機の設置事業者の募集について	3
2	対象物件	3
3	入札参加資格	5
4	飲料用自動販売機の設置に関する諸条件	5
5	現地内覧	8
6	入札手続き	9
7	落札者の決定	12
8	契約の締結	12
9	貸付料の納付	12
10	問い合わせ先	13
11	付属書類	
	物件説明書	
	各種書類を作成する際の注意事項	
	土地一時貸付契約書（案）	
	建物一時貸付契約書（案）	
	仕様書	
	災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書	
	飲料用自動販売機に係る売上実績	
12	様式	
	様式第1号　入札参加申込書	
	様式第2号　誓約書	
	様式第3号　質問書	
	様式第4号　入札辞退届	
	様式第5号　入札書	

## 1 飲料用自動販売機の設置事業者の募集について

品川区は、区有施設の一部（以下表の対象物件）に飲料用自動販売機を設置する事業者を募集し、その事業者を一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）により決定します。本件入札への参加を希望される場合は、以下の記載事項についてご一読いただき、入札および契約に係る内容についてご了承のうえ、入札参加の申込みを行ってください。

## 2 対象物件

物件番号	物件名	所在地	設置場所	貸付面積	予定価格（月額）
1	品川区第二庁舎 2階 食堂前①	品川区広町 2-1-36	2階	1.40 m <sup>2</sup>	4,476 円
2	品川区第二庁舎 2階 食堂前②	品川区広町 2-1-36	2階	1.40 m <sup>2</sup>	4,476 円
3	品川区第二庁舎 5階廊下	品川区広町 2-1-36	5階	1.40 m <sup>2</sup>	4,476 円
4	荏原平塚総合区民会館 2階	品川区荏原 4-5-28	2階	1.66 m <sup>2</sup>	5,301 円
5	旧東品川清掃作業所 アイルしながわ 1階 ユーティリティエリア内①	品川区東品川 2-3-2	1階	1.50 m <sup>2</sup>	2,343 円
6	旧東品川清掃作業所 アイルしながわ 1階 ユーティリティエリア内②	品川区東品川 2-3-2	1階	1.50 m <sup>2</sup>	2,343 円
7	品川区立上大崎特別養護老人ホーム B1F ロビー ホール内	品川区上大崎 3-10-7	地下1階	1.44 m <sup>2</sup>	6,926 円
8	品川区立荏原特別養護老人ホーム 1F ロビー	品川区荏原 2-9-6	1階	1.43 m <sup>2</sup>	4,224 円
9	上大崎シルバーセンター 1階 玄関 外側	品川区上大崎 1-3-12	屋外	1.08 m <sup>2</sup>	885 円
10	南大井シルバーセンター 3階 湯沸室	品川区南大井 3-7-13	3階	0.49 m <sup>2</sup>	593 円
11	ゆたかシルバーセンター 1階 廊下 和室前	品川区豊町 3-2-15	1階	0.72 m <sup>2</sup>	886 円

12	旗の台シルバーセンター 1階 玄関横 駐輪場	品川区旗の台 4-13-1	屋外	0.86 m <sup>2</sup>	753 円
13	小山シルバーセンター 1階 玄関 外側	品川区小山 5-17-18	屋外	0.88 m <sup>2</sup>	809 円
14	関ヶ原シルバーセンター 1階 玄関 外側	品川区東大井 6-11-11	屋外	1.09 m <sup>2</sup>	880 円
15	後地シルバーセンター 1階 廊下 広間横	品川区小山 2-9-19	1階	0.80 m <sup>2</sup>	976 円
16	南品川シルバーセンター 1階 事務室前	品川区南品川 5-10-3	1階	0.72 m <sup>2</sup>	666 円
17	大崎高齢者多世代交流支援施設 1階廊下	品川区大崎 2-7-13	1階	1.17 m <sup>2</sup>	4,985 円
18	平塚高齢者多世代交流支援施設 1階入口風除室	品川区平塚 2-10-20	1階	1.30 m <sup>2</sup>	6,889 円
19	東品川高齢者多世代交流支援施設 1階地域交流スペース横	品川区東品川 3-32-10	1階	2.34 m <sup>2</sup>	1,913 円
20	荏原健康センター暫定建物 1階エントランス横	品川区西五反田 6-6-20	屋外	1.70 m <sup>2</sup>	3,049 円
21	ファミーユ下神明 (1階)	品川区西品川 1-20-16	1階	1.25 m <sup>2</sup>	2,920 円
22	ファミーユ西五反田東館 (1階)	品川区西五反田 3-6-38	1階	1.70 m <sup>2</sup>	3,347 円
23	品川区清掃事務所① 1階入口	品川区大崎 1-14-1	1階	1.06 m <sup>2</sup>	5,320 円
24	品川区清掃事務所② 3階	品川区大崎 1-14-1	3階	1.06 m <sup>2</sup>	5,320 円
25	品川区清掃事務所③ 3階	品川区大崎 1-14-1	3階	1.06 m <sup>2</sup>	5,320 円
26	品川区清掃事務所荏原分室 1階	品川区平塚 1-10-11	1階	1.13 m <sup>2</sup>	1,724 円

※各物件の詳細については、本要領内の物件説明書および品川区が実施する現地内覧により確認してください。

※各物件において設置できる飲料用自動販売機の数は1台のみです。

※各物件説明書で不要と記載されている場合を除き、貸付範囲内に使用済容器回収箱、転倒防止板および子メーターを設置していただきます。

### 3 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす法人または個人に限り、本件入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 品川区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成24年3月21日区長決定要綱第34号）第3条による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けているもしくは過去に受けたことのある団体、その役職員または構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては東京都内に本店、支店または営業所を有すること、また、個人にあっては品川区内で事業を営んでいること。
- (5) 過去2カ年の間において、品川区もしくは他の地方公共団体または国との間で、本件入札に係る契約と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結した実績（以下「契約実績」という。）を有し、かつ誠実に履行していること。なお、契約実績には、飲料用自動販売機の設置に係る貸付契約のほか地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく行政財産の使用許可処分および都市公園法に基づく設置許可処分を含む。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 法人にあっては法人税を滞納していないこと、個人にあっては市区町村民税を滞納していないこと。

### 4 飲料用自動販売機の設置に関する諸条件

- (1) 区有施設への飲料用自動販売機設置の権原  
地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する行政財産の一部貸付によることとします。
- (2) 貸付の種類  
土地一時貸付契約または建物一時貸付契約（借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けない契約形態となります。）
- (3) 用途の指定  
物件の指定用途は、飲料用自動販売機、使用済容器回収箱、転倒防止板および子メーターの設置に限定します。また、1物件につき設置できる飲料用自動販売機の台数は1台です。

(4) 貸付期間

貸付期間は、物件番号5および6にあっては令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、物件番号26にあっては令和8年4月1日から令和10年9月30日までの2年6か月間、その他の物件にあっては令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。なお、すべての物件において、契約期間の更新や延長は行いません。

(5) 貸付料

月額の貸付料は、入札により決定します。

(6) 電気料金

設置事業者（各物件落札者）には、設置した飲料用自動販売機の電気使用量に応じて、電気料金を負担していただきます。貸付物件に係る電気使用量を計測するための子メーターを貸付範囲内に設置してください（物件説明書に子メーター設置不要とある場合は、設置する必要はありません。）。

ア 子メーターを設置する場合

区は、子メーターで計量した月ごとの電気使用量に基づき、電気料金を算定し、設置事業者へ請求します。電気料金の算定式は次のとおりです。

$$\text{月額電気料金} = \frac{\text{親メーターの月額電気料金}}{\text{親メーターの月間電気使用量}} \times \text{子メーターの月間電気使用量}$$

イ 子メーターを設置しない場合で既存建物から電力を取得する場合

電気料金は、施設管理者と締結する覚書に基づき設置事業者へ請求します。

ウ 子メーターを設置しないで既存建物から電力を取得しない場合

設置事業者自身で電力供給事業者と直接契約および支払をしていただきます。なお、契約等にかかる費用は、設置事業者の負担となります。

(7) アルコール飲料（酒類）の提供禁止

設置する飲料用自動販売機でアルコール飲料（酒類）は販売できません。

(8) 使用済容器回収箱の設置

貸付範囲内に使用済容器回収箱を設置していただきます。

(9) 災害時における自動販売機内の販売品の無償提供

落札者には、地震、台風等の災害時に飲料用自動販売機内の販売品を無償提供することについて、本要領に付属する「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」により品川区と協定を締結していただきます。

のことから、設置する自動販売機については、災害時に自動販売機内の販売品を無償提供することができるものとしていただきますが、手動型またはバッテリー搭載型等の種別は問いません。

(10) 転倒防止措置の実施

飲料用自動販売機について、転倒防止板など転倒防止に必要な措置を行っていただきます。

(11) その他の契約条件

その他の契約条件については、本要領に付属する「土地一時貸付契約書」、「建物一時貸付契約書」、「物件説明書」および「仕様書」をご確認ください。

## 5 現地内覧

現地内覧を希望する場合は、令和8年1月5日（月）午後5時まで（土・日・祝日および年末年始の期間を除きます。）に、本要領10の問い合わせ先に電話または電子メールによりご連絡のうえ、お申し込み願います。（事前申込み制となります。）

なお、現地内覧への参加人数は申込者（1者）につき、1名までとします。

※現地内覧にあたっては、出来る限り公共交通機関をご利用の上ご来場願います。

※申込後に希望を取り下げる場合は、必ず前日までにご連絡願います。

開始日時	名称	所在地	場所	物件番号
1/8（木） 午前9時00分	品川区第二庁舎 2階 食堂前①	品川区広町 2-1-36	2階	1
1/8（木） 午前9時5分	品川区第二庁舎 2階 食堂前②	品川区広町 2-1-36	2階	2
1/8（木） 午前9時10分	品川区第二庁舎 5階廊下	品川区広町 2-1-36	5階	3
1/8（木） 午前9時45分	ファミーユ下神明（1階）	品川区西品川 1-20-16	1階	21
1/8（木） 午前10時30分	品川区清掃事務所① 1階入口	品川区大崎 1-14-1	1階	23
1/8（木） 午前10時40分	品川区清掃事務所② 3階	品川区大崎 1-14-1	3階	24
1/8（木） 午前10時45分	品川区清掃事務所③ 3階	品川区大崎 1-14-1	3階	25
1/8（木） 午前11時35分	旧東品川清掃作業所 アイルしながわ 1階 ユーティリティエリア内①	品川区東品川 2-3-2	1階	5
1/8（木） 午前11時40分	旧東品川清掃作業所 アイルしながわ 1階 ユーティリティエリア内②	品川区東品川 2-3-2	1階	6
1/8（木） 午後1時30分	品川区清掃事務所荏原分室 1階	品川区平塚 1-10-11	1階	26
1/8（木） 午後2時15分	品川区立荏原特別養護老人ホーム 1F ロビー	品川区荏原 2-9-6	1階	8
1/8（木） 午後3時00分	荏原健康センター暫定建物 1階エントランス横	品川区西五反田 6-6-20	屋外	20
1/8（木） 午後3時30分	ファミーユ西五反田東館（1階）	品川区西五反田 3-6-38	1階	22

1/8 (木) 午後4時10分	品川区立上大崎特別養護老人ホーム B1F ロビー ホール内	品川区上大崎 3-10-7	地下 1階	7
1/9 (金) 午前9時00分	大崎高齢者多世代交流支援施設 1階廊下	品川区大崎 2-7-13	1階	17
1/9 (金) 午前10時00分	平塚高齢者多世代交流支援施設 1階入口風除室	品川区平塚 2-10-20	1階	18
1/9 (金) 午前10時50分	ゆたかシルバーセンター 1階 廊下 和室前	品川区豊町 3-2-15	1階	11
1/9 (金) 午前11時30分	荏原平塚総合区民会館 2階	品川区荏原 4-5-28	2階	4
1/9 (金) 午後1時30分	旗の台シルバーセンター 1階 玄関横 駐輪場	品川区旗の台 4-13-1	屋外	12
1/9 (金) 午後2時30分	小山シルバーセンター 1階 玄関 外側	品川区小山 5-17-18	屋外	13
1/9 (金) 午後3時15分	後地シルバーセンター 1階 廊下 広間横	品川区小山 2-9-19	1階	15
1/9 (金) 午後4時15分	上大崎シルバーセンター 1階 玄関 外側	品川区上大崎 1-3-12	屋外	9
1/13 (火) 午前10時00分	東品川高齢者多世代交流支援施設 1階地域交流スペース横	品川区東品川 3-32-10	1階	19
1/13 (火) 午前11時00分	南品川シルバーセンター 1階 事務室前	品川区南品川 5-10-3	1階	16
1/13 (火) 午後1時30分	関ヶ原シルバーセンター 1階 玄関 外側	品川区東大井 6-11-11	屋外	14
1/13 (火) 午後2時30分	南大井シルバーセンター 3階 湯沸室	品川区南大井 3-7-13	3階	10

## 6 入札手続き

### (1) 入札参加申込

#### ア 申込方法

本件入札への参加を希望する場合は、以下オの「申込書類」を作成のうえ、以下エの「受付場所」まで直接ご持参願います。

#### イ 受付期間

令和7年12月11日（木）から令和8年1月23日（金）まで

ただし、土・日・祝日および令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）までの年末年始の期間は、閉庁日のため受付できません。

ウ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、正午から午後1時までの時間帯を除きます。

エ 受付場所

品川区広町二丁目1番36号 品川区役所本庁舎6階 企画経営部経理課管財係

オ 申込書類

法人または個人の区別に応じて、下表に記載する申込関係書類を提出してください。

なお、入札参加資格を審査するにあたり、下表に記載する書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、提出いただいた書類は、本件入札への参加辞退または入札の結果等にかかわらず返却しません。

	法人	個人	備考
入札参加申込書	○	○	様式第1号
誓約書	○	○	様式第2号
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	—	※1
商号登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—	△	※1、※2
身分証明書（破産者等でないことの証明）	—	△	※1、※2
登記されていないことの証明書	—	△	※1、※2
法人税の納税証明書その1	○	—	※1、※3
市区町村民税の納税証明書	—	○	※1、※3
設置する飲料用自動販売機の仕様がわかる資料	○	○	※4
3 入札参加資格(5)契約実績（5ページ参照）に 係る証明書類	○	○	※5

○印：必要な書類 △印：条件によっては必要な書類 —印：不要な書類

※1 発行から3ヶ月以内の原本をご提出願います。

※2 個人の場合で、商号を登記している方は、商号登記簿謄本を提出してください。商号を登記していない方は、身分証明書および登記されていないことの証明書を提出してください。

※3 入札参加申込時点で入手できる直近の年の納税証明書をご提出願います。

※4 数種の飲料用自動販売機が掲載されている資料（カタログの写し等）を提出する場合は、設置を予定する自動販売機がわかるようにしてください。

※5 貸付契約書、行政財産の使用許可書などのコピーについて、誓約書裏面に記載のある「自動販売機の設置および運営事業の実績」を2件以上提出してください。

(2) 入札参加資格の審査

申込書類の受け付け後、申込者の入札参加資格を審査し、その結果を令和8年1月30日（金）までに入札参加申込書に記載された電話番号宛てまたは電子メールにてお知らせします。

(3) 質問書の提出と回答

本件入札に関する質問は、次のとおり受け、後日回答を行います。

#### ア 質問方法

様式第3号質問書に、質問内容とその他必要事項を記載のうえ、以下10問い合わせ先まで電子メールでお送りください。また、質問書を送信した際は、以下10問い合わせ先まで電話連絡のうえ、必ず着信確認を行ってください。

#### イ 提出期間

令和8年1月16日（金）午後5時まで

※締切り時間超過後に送付のあった質問書記載の質問については、回答しません。

#### ウ 回答

質問に対する回答は、令和8年1月22日（木）までに品川区ホームページ上に掲示します。

### （4）入札参加の辞退

入札参加申込書を提出した後に、本件入札への参加を辞退する場合は、令和8年2月5日（木）午後5時までに、様式第4号入札辞退届を持参または郵送（必着）してください。

### （5）入札と開札の執行

#### ア 入札

すべての物件について、次の日時で入札を行います。

入札日時 令和8年2月6日（金） 午後1時から午後2時まで

入札場所 品川区広町二丁目1番36号 品川区役所本庁舎6階企画経営部経理課  
※入札時刻に遅れると入札に参加することができません。当日は、時間に余裕をもつて来庁してください。

#### イ 開札

開札日時 令和8年2月6日（金） 午後2時から

開札場所 品川区広町二丁目1番36号 品川区役所本庁舎6階入札室

※入札終了後、物件番号順にすみやかに開札し、落札者を決定します。

※各物件の入札ごとに、当該物件の参加申込者に入室していただきます。

※会場規模の都合上、入室できる方は1申込者につき1名とします。

#### ウ 入札方法

##### （ア）入札書の作成

様式第5号入札書に、月額賃料その他必要事項を記載し、記名押印のうえ、物件ごとに封筒に入れて入札箱に投函してください。

なお、封筒は長形3号またはこれより小さいサイズのものを各自でご用意願います。

##### （イ）入札の取りやめ

入札参加者が共同して、または不穏な行動をするなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、その入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができます。

#### (ウ) 入札書の書換え

投函した入札書の書換え、引換えまたは撤回はできません。

#### (エ) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札および明らかに共同によると認められる入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者のした入札
- ② 入札書の記載事項が不明な入札または入札書に有効な記名もしくは押印のない入札
- ③ 同一物件の入札について2通以上の入札書を提出した者のした入札
- ④ 他人の代理を兼ねまたは2人以上の代理をした者のした入札
- ⑤ 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- ⑥ 区が定める予定価格未満の金額で入札した入札
- ⑦ 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した入札
- ⑧ 錯誤による入札であると入札担当者が認めた入札
- ⑨ 前各号のほか、入札条件に違反した入札

### 7 落札者の決定

- (1) 区が定める予定価格以上の入札のうち最高価格での入札を行った入札者をもって落札者とします。なお、予定価格は各物件説明書に記載しております。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かないものがあるときは、入札事務に關係のない職員が代わりにくじを引くこととします。

### 8 契約の締結

- (1) 落札者と区は、令和8年3月13日（金）頃までに本要領に付属する「土地一時貸付契約書」または「建物一時貸付契約書」により契約を締結します。
- (2) 契約は、区が落札者とともに契約書に記名押印したときに成立します。
- (3) 契約書は、物件ごとに作成します。
- (4) 契約金額は、落札者が入札書に記載された金額とします。
- (5) 契約の締結に要する費用は、落札者の負担とします。

### 9 貸付料の納付

貸付料は、年度（4月から翌年3月までを1年度とする。）ごとに、区が発行する納入

通知書により、各年度分を一括して指定する期日までに納めていただきます。

## 10 問い合わせ先

飲料用自動販売機設置者募集に関する問い合わせ先

東京都品川区広町二丁目1番36号 品川区役所 本庁舎6階

企画経営部経理課管財係

直通電話 03 (5742) 6640

FAX 03 (5742) 6873

メール [keiri-kanzai@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:keiri-kanzai@city.shinagawa.tokyo.jp)